

国立公園内生物多様性保全対策費

25百万円（ 14百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成19年11月に「第3次生物多様性国家戦略」が策定され、また、平成20年5月に「生物多様性基本法」が成立するなど、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

このような背景のもと、国立公園は生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に果たしていくことが期待されていることから、国立公園内に生育・生息する野生生物及びその生育環境の保全など、国立公園における生物多様性の保全管理の強化・充実を図る。

(1) 指定動物保護管理事業費（継続）

国立公園の特別地域において捕獲規制が必要と考えられる動物種の生息環境調査、保護対策の検討を行うほか、既に指定した種についてモニタリングの実施や管理方針の作成等を行う。

(2) 外来種対策検討調査（継続）

国立公園内における外来種による生態系への影響を把握し、特別地域における動植物の放出規制の制度のあり方の検討を行う。

(3) 科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進費（新規）

従来の規制的手法により人為的影響を排除するだけでなく、科学的知見の収集や科学委員会の設置等を行い、生態系の変化等に対応した科学的知見に基づく順応的な生態系管理等の実施を推進する。

2. 事業計画

事業内容	H15～17	H18～20	H21	H22～25
<b>(1) 指定動物保護管理事業費</b>				
・ 指定動物選定調査				
・ 現地研修会、識別マニュアル作成				
<b>(2) 外来種対策検討調査</b>				
・ 国立公園外来種対策検討調査				
・ 国立公園特別地域外来種対策検討調査				
<b>(3) 順応的な生態系管理推進費</b>				
・ 基本方針の策定				
・ 科学的知見に基づく順応的管理の実施				

3. 施策の効果

国立公園内における生物多様性保全の推進を通じ、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用環境の維持を図る。

# 国立公園内生物多様性保全対策費

## < 背景 >

平成14年度 自然公園法の見直し  
国等の責務に「生物多様性の確保」を追加  
特別地域内の指定動物の捕獲規制の追加

平成16年度 外来生物法の成立  
附帯決議「自然公園法等により国内由来の外来生物の規制強化」等

平成19年度 第3次生物多様性国家戦略の策定  
国立公園等の自然公園は生物多様性保全の屋台骨  
国立公園の管理運営に必要な科学的情報の収集、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理の推進

平成20年度 生物多様性基本法の成立  
(基本原則) 科学的知見の充実に努めつつ、生物の多様性を保全するために予防的に取り組むとともに、モニタリングを実施し、その結果に基づき、順応的な取組方法により対応する



## 国立公園内における生物多様性の保全管理の強化・充実

### (1) 指定動物保護管理事業費

国立公園特別地域内の動物の保全管理

### (2) 国立公園内外来種対策検討調査

国立公園特別地域内の外来種対策の推進

### (3) 科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進費

科学的知見の収集及び科学的知見に基づいた順応的な生態系管理の推進

新規